

農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の明細書の作成は、事前に済ませてください。
作成が済んでいない場合は、申告相談を受けられません。

医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。

※ 医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、いずれか一方の選択適用になります。その後の更正の請求・修正申告で適用を変更することはできません。

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = \left(\text{医療費合計} - \text{保険等で補てんされた金額} \right) - \text{10万円または所得の5\% いずれか低い方}$$

令和6年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所		笠間市中央三丁目2番1号		氏 名		笠間 太郎	
1 医療費通知に記載された事項 医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。 (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」) (1)被保険者等の氏名、(2)療養を受けた年月、(3)療養を受けた者、 (4)療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、(5)被保険者等が支払った医療費の額、(6)保険者等の名称							
		(1)医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)		(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額		(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	
		① 65,000		② 50,000		③ 20,000	
2 医療費通(上記1以外)の明細 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。							
(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分		(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額		
④ 笠間 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入		⑤ 9,400	0		
同上	△△クリニック	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入		10,500	0		
同上	□□薬局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入		5,000	0		
笠間 花子	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入		50,000	⑥ 30,000		
同上	△△診療所	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入		12,000	0		
同上	◇◇薬局	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入		6,100	0		
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入			0		
2 の 合 計							
医 療 費 の 合 計							
⑦A				⑦B			
3 控除額の計算							
支払った医療費	(合計)	円	A B C D E F G				
保険金などで補てんされる金額	(マイナスのとき150円)		申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注)2の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・遺族所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分課税額の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の金額を転記します。				
差引金額 [A] - [B]			申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。				
所得金額の合計額							
[D] × 0.05	(赤字のとき150円)						
[E]と10万円のいずれか少ない方の金額							
医療費控除額 [C] - [F]	(最高200万円、赤字のとき150円)						

※ 詳しくは、国税庁ホームページもしくは国税庁発行の資料をご確認ください。

申告の義務がない人

- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
- 給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金(障害年金・遺族年金は除く)収入合計が400万円以下で他の所得が20万円以下の方(確定申告不要制度)

※ただし、次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。

- 扶養控除や医療費控除等の追加をしたい方
- 所得証明書等税関係の諸証明が必要な方
- 国民健康保険、後期高齢者医療に加入している方およびその世帯主
- マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方、国民年金保険料の免除等を希望する方

市・県民税申告書の郵送での提出にご協力ください

昨年度の申告状況等を参考に、簡易な市・県民税申告をすると見込まれる方に、1月下旬、申告書用紙を送付しますので、税務課まで提出ください。「申告書が届かない」＝「申告不要」ではありませんのでご注意ください。ただし、「収入が増えた」等により、所得税の申告が必要になった方は、確定申告を行ってください。

※税務署で申告、e-Tax で申告する方は P 4 へ

【市役所で申告する方へ】

水戸税務署から配付される令和 6 年分の各種書類は、1月下旬から、本所税務課および各支所地域課の窓口を設置します。
なお、配付枚数には限りがあるため、国税庁ホームページからのダウンロードまたは税務署にお問合せください。

申告に必要なもの

- 1 口座のわかるもの(本人名義)
- 2 本人確認書類
番号確認書類(マイナンバーがわかるもの)＋
身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※ 配偶者(特別)控除・扶養控除・専従者控除を
受ける場合には、その対象の方のマイナンバーが
わかるもの(写し可)。
- 3 利用者識別番号(取得している方)
- 4 税務署または市役所から届いた申告についての
はがき(受け取った方)
- 5 申告する所得の種類に応じた必要な書類等
令和6年中の収入・支出についてわかるもの

主な所得の種類	主な必要書類
営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	・収支内訳書または収入や経費のわかる帳簿および書類等 ・減価償却資産に係る領収書
給与・年金・退職所得のある方	令和6年分の源泉徴収票(必須)
配当所得(総合課税)のある方	年間取引報告書(譲渡損失を含まないもの)、配当金計算書(複数枚ある時は、「所得の内訳書(住民税額も記載したもの)」を事前に作成して持参してください。) ※外国税額控除の適用を希望される申告は受けられません。

- ## 6 控除に必要な証明書等
- 令和6年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命保険料（一般・介護医療・個人年金）、地震保険料等のほか、寄附金控除、障害者控除（下記参照）

寄附金控除

- ◎ 控除対象の寄附であることを証明するもの
- ◎ 寄附先が発行する領収書等（振込みの場合は受領書）
- ※ ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方でも必ず全ての「寄附金控除証明書」を持参してください。

障害者控除

- ◎ 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※
など
- ※ 要介護（要支援）認定を受けている 65 歳以上の
方で福祉事務所長が認定する者に対して発行さ
れます（要申請）。

申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、令和6年中（1月1日から12月31日までの1年間）に次のような所得のあった方です。

The diagram illustrates the classification of income into five categories, each represented by a light blue rounded rectangle:

- 営業、農業、その他の事業所得** (Business, Agriculture, and Other Business Income)
- 不動産所得** (Real Estate Income)
(貸地・貸家・駐車場等) (Rental land, Rental houses, Parking lots, etc.)
- 一時所得** (Temporary Income)
(生命保険等の満期等) (Maturity of life insurance, etc.)
- 2ヵ所以上からの給与所得** (Income from 2 or more sources)
- 退職所得** (Retirement Income)
(源泉徴収されないもの) (Not subject to source withholding)
- 雑所得** (Miscellaneous Income)
(公的年金・個人年金・原稿料・講演料など) (Public pensions, Individual pensions, Manuscript fees, Lecture fees, etc.)
- 譲渡所得 (土地や家屋等売り渡した所得)** (Transfer Income (Income from selling land, houses, etc.))

- 給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方(農業、不動産、雑所得等が 20 万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります)。
- 給与所得のみでも、勤務先から市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

市役所で受けられない申告

- 令和7年1月1日現在、笠間市に住所がない方の申告
- 株式などの譲渡所得の申告
- 株式などの配当所得の申告（分離課税）
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 準確定申告（亡くなった方の申告）
- 住宅ローン控除（初年）
- 交換・買換の特例適用を受ける、土地・建物の譲渡所得
- 先物取引 ○ 山林所得 ○ 雑損控除
- 住宅耐震改修特別控除および住宅特定改修特別控除（省エネ改修工事、バリアフリー改修工事など）の適用を受ける申告
- 青色申告
- 他の税務署管轄のもの
- 令和5年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
- 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- 相続等により生命保険等の年金を受給される方
- 相続税 ○ 贈与税 ○ 消費税

※税務署で申告、e-Tax で申告する方は P4 へ